

令和6年 第2回

教育委員会定例会会議録

とき 令和6年2月13日

品川区教育委員会

令和6年第2回教育委員会定例会

日 時 令和6年2月13日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時38分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき
教育長職務代理者 吉村 潔
委 員 海沼 マリ子
委 員 稲垣 百合恵

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 宮尾 裕介
学 務 課 長 柏木 通
指 導 課 長 中谷 愛
教育総合支援センター長 丸谷 大輔
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦
品川図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 森 雄治
統括指導主事 升屋 友和
統括指導主事 齊藤 隆光

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 藤沼 真也子
書 記 田島 希望

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 第 9 号 議 案 教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について
- 第 10 号 議 案 教職員の任免等について（教育管理職の転任・新任）
- 第 11 号 議 案 教職員の任免等について（再任用）
- 第 12 号 議 案 教職員の処分に関する内申について
- 報 告 事 項 1 令和6年度当初予算について
- 報 告 事 項 2 令和5年度前期一般監査の措置結果について
- 報 告 事 項 3 第 6 回品川区学事制度審議会の実施報告について
- 報 告 事 項 4 令和 5 年度 感染症による臨時休業措置状況
- 報 告 事 項 5 教職員の任免等について（退職）
- 報 告 事 項 6 教職員の任免等について（休職）
- 報 告 事 項 7 在外教育施設派遣教員の研修発令について
- 報 告 事 項 8 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について
- 報 告 事 項 9 いじめの重大事態の結果報告について
- 報 告 事 項 10 令和 5 年度品川区児童・生徒教育長表彰の候補者について
- 報 告 事 項 11 事務局職員の任免等について（休職）

令和6年第2回教育委員会定例会

令和6年2月13日

【教育長】 ただいまから、令和6年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に、吉村教育長職務代理者、海沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

初めに会議の持ち方についてですが、日程第1、第10号議案、教職員の任免等について（教育管理職の転任・新任）、日程第1、第11号議案、教職員の任免等について（再任用）、日程第1、第12号議案、教職員の処分に関する内申について、日程第2、報告事項5、教職員の任免等について（退職）、日程第2、報告事項6、教職員の任免等について（休職）、日程第2、報告事項7、在外教育施設派遣教員の研修発令について、日程第2、報告事項11、事務局職員の任免等について（休職）、これらの案件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第9号議案、教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について。説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、第9号議案、品川区教育委員会事務事業の点検および評価の報告書についてを、資料に沿って御説明申し上げたいと思います。

恐れ入ります、資料の1をお手元に御用意いただければと思います。まず、本日の趣旨でございますが、前回の定例会におきまして、事務局から事務事業評価シートを御提示させていただき、教育委員の皆様から御意見をいただいたところでございます。本日はいただいた御意見を各シートに反映をさせていただきましたので、それらを踏まえて御審議をいただき、本年度の事務事業評価の報告書としての御決定をいただければと存じます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。前回の定例会で御説明をさせていただいた部分につきましては、説明が重複しないように心がけたいと思います。

それでは、恐れ入ります、資料の4ページを御覧いただけますでしょうか。資料の4ページ、下段の3の結果のところから御覧いただければと思います。今年度は全15事業を評価対象事業といたしました。総合評価の結果一覧は、資料に記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。（2）に総評を記載しております。総合評価において、C「見直し」とした事業につきましては、より効率的な実施手法を検討し、適切な執行体制となるよう努めていただきたいと思います。「継続」とした事業については、事業の意義、目的を常に意識しつつ、創意工夫を重ねて推進していただきたいと思います。「拡充」とした事業については、区民ニーズを的確に把握し、関係機関などとの連携も図りつつ実施するよう努めていただきたいと思います。

おめくりいただきまして、7ページを御覧いただければと思います。前回、委員の皆様からいただいた御意見を中心に、各事務事業評価シートの説明をさせていただきます。

初めに、1番、学事制度等の検討でございます。総合評価はB。通学区域内の就学希望者を確実に受け入れるための対応は急務である。審議会の答申を踏まえ、具体的な制度設計をとの御意見をいただきました。

おめくりいただきまして、8ページを御覧ください。2、特別支援学校給食費補助でございます。本事業ですが、今年1月から対象を拡大し、都立のみならず、国立、私立につきましても補助の対象となりましたことから、それに対応するよう事業名称など表記の一部を改めさせていただきます。総合評価はB。家庭の経済的負担軽減のため、来年度も補助を継続していただきたいとの御意見をいただきました。

9ページを御覧ください。3、学校改築の計画的な推進でございます。総合評価はA。改築に当たっては、児童・生徒の安全を最優先に、かつ学校生活や授業等への影響を可能な限り抑えつつ、経費の縮減にも取り組んでいただきたいとの御意見でございます。

おめくりいただきまして、10ページを御覧ください。4、教職員支援経費でございます。総合評価はA。学校の働き方改革に大切な事業。現在配置されている学校でどのような効果があったのかなどを指標にして評価を出していくとよいとの御意見をいただきました。

11ページを御覧ください。5、スチューデント・シティ、ファイナンス・パークでございます。総合評価はB。ファイナンス・パークについては、児童・生徒が納得感を持って身近に感じながら取り組むことができるよう、関係者からの意見や要望を適宜取り入れ、適切な運営体制の維持に向けて努めていただきたいとの御意見をいただきました。

おめくりいただきまして、12ページを御覧ください。6、発達障害教育支援員の配置でございます。総合評価はA。モデル校での実施状況等を踏まえ、必要とするすべての児童・生徒が支援を受けられるよう、可能な限り速やかに拡充をしていただきたいとの御意見をいただきました。

13ページでございます。7、科学あそび教室（自然観察教室）でございます。総合評価はA。自然科学や歴史などの分野の本を活用することにより、知的好奇心を満たし、かつ興味の範囲を広げられることを知らせる事業であるため、より一層の充実を図るとともに、エコルとごしとも連携できるとよいとの御意見をいただきました。

おめくりいただきまして、14ページを御覧ください。8、文化財の活用でございます。総合評価はA。引き続き文化意識の向上を図っていただくとともに、事業者等に対しても、区の文化財保護施策について理解・協力を得られるよう、丁寧な説明をとの御意見をいただきました。

15ページでございます。9、学校ICTの推進（ICT支援員による学校サポート）でございます。総合評価はA。ICTに関する教員の指導、知識、技術レベルは向上しているが、授業への活用という点については今後も発展させていく余地があると思われる。この点も含めて支援の継続をとの御意見をいただきました。

おめくりいただきまして、16ページを御覧ください。10、給食運営でございます。総合評価はC。給食費無償化を評価したい。衛生管理を徹底し、環境問題にも配慮しつつ、給食業務遂行の円滑化、良好な給食環境の維持を図っていただきたいとの御意見をいただ

きました。

17ページでございます。11、校区教育協働委員会でございます。総合評価はA。学校によって取り組み内容や検討状況に差があるため、学校同士での情報共有・検討を行っていただきたいとの御意見をいただきました。

おめくりいただきまして、18ページを御覧ください。12、7年生から9年生の品川英語力向上推進プランでございます。総合評価はA。授業の効果が出ていると感じる。グローバル人材育成塾については、保護者への周知という点で改善の余地があるように思われるため、さらなる充実を図っていただきたいとの御意見をいただきました。

19ページを御覧ください。13、「しながわ親子読書の日」および「子ども読書の日フェア」でございます。総合評価はB。自分で絵本・物語を読むようになっていく時期の子どもたちへの支援につながる事業展開、また、図書館に気軽に足を運べるような工夫を図っていただきたいとの御意見をいただきました。

おめくりいただきまして、20ページを御覧ください。14、安全衛生管理でございます。総合評価はA。安全で充実した教育環境を提供するために、産業医を任用し教職員の安全と健康保持増進を継続していただきたいとの御意見をいただきました。

21ページを御覧ください。15、一貫教育の推進でございます。総合評価はA。このテーマについて評価するのは非常に難しいということが前提ではあるが、評価方法については一貫教育の中の特定の事業に焦点を当てるなどの工夫が必要であるとの御意見をいただきました。

評価シートは以上でございます。今後、いただいた御意見を踏まえ、適切な事務の執行に努めてまいります。

23ページから28ページにつきましては、学識経験者からの事業評価を2点、掲載してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。前回いただいた御意見は反映させているものとしております。

特になければ、教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について、採決していきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。第9号議案、教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第2、報告事項1、令和6年度当初予算について。本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてどのように考えますか。

庶務課長。

【庶務課長】 令和6年度当初予算についてですが、こちらは区議会の期日前の案件でございます。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断をいたします。

【教育長】 庶務課長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第2、報告事項2、令和5年度前期一般監査の措置結果について。説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から、令和5年度前期一般監査の措置結果についてを御説明申し上げます。

資料の6をお手元に御用意いただければと思います。まず、こちらの資料ですが、大きく3部構成になってございます。最初が、区長部局から監査の委員のほうに宛てた結果の通知でございます。

何枚かおめくりいただきますと、下にページが掲載されている資料がついておりまして、それらをめくっていただきますと、19ページと書かれたページのさらに次のページから、そこからが教育委員会の措置結果報告の内容になります。その部分を御説明申し上げます。おめくりいただくと、下にページ番号が1と記されているページから出てまいります。そこから御説明をさせていただければと思います。

まず、資料の構成ですが、上段が監査からの指摘事項、下段が処理経過といたしまして、原因分析、指摘を受けての是正措置、それから今後の対策、再発防止を下段に記してございます。

それでは、説明を申し上げます。まず、1ページでございますが、こちらは契約事務に関することでございます。小型風力発電機保守点検委託という委託契約につきまして、該当する設備が故障していたにもかかわらず、現況確認を怠ったため、当該設備の修理が完了せず、履行期限までに点検を実施できないということになり、3月31日付で契約解除せざるを得なかったという案件でございます。こちらにつきましては、事前の調整、それから進捗管理が不十分であったことによるものでございます。今後、関連設備等の現況確認の徹底、それから所管する施設との情報共有を確実に行ってまいりますなどしてまいります。

おめくりいただきまして、2ページでございます。こちらは支出事務に関することでございます。武蔵小山図書取次施設という武蔵小山にございます施設の、こちら複合施設になりますので、ビル管理協議会の分担金というものをお支払いする必要がありますが、こちら令和4年度から品川図書館が新たにこの事務を執行するということになりましたけれども、支出事務を失念してしまったことにより、4月から8月分までの分担金が11月に支払われていたということでございます。こちらの支払い遅延については、職員間の事務引継が不十分であったことが原因でございます。今後は進行管理を徹底することにより、適正な支出事務を行ってまいります。

3ページでございます。同じく支出事務に関することでございますが、こちらも武蔵小山図書取次施設の運營業務委託、ここで「1回あたり」の契約金額が記載されているところ、仕様書上にない「0.5回」単位での支払いが含まれていたという案件でございます。こちらは、この取扱いを受託事業者との協議により任意に変更できるものであると誤って

認識をしていたということでございます。今後はこういった協議内容の範囲を超えるものであるという認識を職場全体で共有して、適切な支出事務を行ってまいります。

おめくりいただきまして、4ページを御覧いただければと思います。現金の管理についてでございます。こちら4ページの案件は、各学校においてクラブ活動を行う上での大会参加費の支払い方法でございますが、こちらは必ず前渡金を各学校にお渡しした上で、学校からすれば前渡金を預かった上で、お支払いをするということになっておりますけれども、令和4年度に4大会分の参加費がこの前渡金の扱いによらず、学校職員の私費による立替払が行われてしまっていたという案件でございます。こちらは資金前渡が前提だという事務処理の周知・徹底が不足していたということ、それから職員個々の認識が欠けていたということでございます。本件につきましては、校長連絡会等、機会を捉えて、資金前渡の徹底を改めて周知して、適正な現金管理を行ってまいります。

続きまして、5ページを御覧ください。こちら現金の管理でございます。有料駐車場の使用料金の前渡金の精算につきまして、精算に添付している領収書が、本件とは別の金額と同じ領収書が添付されてしまっていたという件でございます。こちらは駐車場内の精算機に金額が同じ別の領収書が入っていて、それを取り違えてしまったということでございます。今後は領収書の確認、それから支払証明の書類の確認を徹底し、適正な現金管理を行ってまいります。

おめくりください。6ページでございます。こちら現金の管理に関する御指摘でございます。こちらは前渡金の精算を支払期間経過後5日以内に行うとされておりましたが、この期間内に精算が行われていなかったということ、そして結果、前渡金が不足して職員の私費による立替払が行われてしまったということでございます。こちら誤った認識、それから現金出納簿への記帳の徹底、こういったものがなされていなかったことによるものです。今後は残高の正確な把握、精算処理を確実にいき、適正な現金処理を行ってまいります。

7ページでございます。指定消耗品の管理に関する指摘でございます。こちらは郵券について、使用の都度作成をする受払簿が作成されておらず、かつ職員の私費による立替払が行われてしまっていたということが判明いたしました。これにつきましては、郵券のそもそもの取扱に関する指導が不足していたこと、それから定期的な点検が行われていなかったことに起因するものでございます。今後は郵便事務を根本から改めるとともに、定期的な残数の確認、購入時の支払、資金前渡による支払、こういったものを確実にいき指導を徹底し、適正な管理を行ってまいります。

長くなりました。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 説明はよく分かりました。私費の立替払は結構幾つかあったので、これは役所としてはまずいことなんだろうと思います。これは役所の中もありませんし、それから学校もあるんですけども、例えばクラブ活動の立替払は、これは前渡金を受け取ってそこからということなんですけども、手続を取るのに時間がかかるんですか。これは学校から、学務課からですか。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 手続的にはすぐできるものです。事前にその金額を御連絡いただければ、役所にある銀行のほうから下ろして準備していますので、できれば前日とかにいただきたいんですけども、当日に連絡いただいても対応は可能でございます。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 とすると、これは学校にきちんとその旨を伝えれば、多分、今後はないのかなと思います。立替払というのはやっぱりまずいだろうというので、気になりました。ありがとうございます。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにございますか。

では、指摘があったことは、各学校所管とも来年度同じ指摘を受けることのないように徹底してください。お願いします。

では、令和5年度前期一般監査の措置結果については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に日程第2、報告事項3、第6回品川区学事制度審議会の実施報告について。本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてどのように考えますか。

学務課長。

【学務課長】 第6回品川区学事制度審議会の実施報告についてにつきましては、当該審議会が非公開で開催されており、審議途中の内容が具体的に公開されることで様々な臆測を呼び、区民や地域に混乱をもたらすおそれがございます。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 学務課長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更し、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第2、報告事項4、令和5年度感染症による臨時休業措置状況。説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、令和5年度感染症による臨時休業措置状況について、御説明をいたします。

資料8を御覧ください。前回、10月末までの感染症による臨時休業措置の状況を教育委員会のほうで御説明いたしておりますが、それ以降、11月以降、引き続きインフルエンザによる学級閉鎖等が発生してございますので、改めまして御報告をさせていただきます。

表を御覧いただきまして、左のほうが小学校、中学校、義務教育学校の各学年別で、左側にインフルエンザの11月から2月9日までの学級閉鎖等の状況を記載してございます。右側は今年度の累計となっております。

まずはインフルエンザでございますが、11月以降も引き続き学級閉鎖が続いている状況でございます。11月1日から先週末まで、延べ123校の128学級で学級閉鎖となっております。

右側のほうにございますが、新型コロナウイルスにつきましては、学級閉鎖等はその後発生はしていない状況でございます。なお、学校保健会の集まりの中で学校から報告がございましたが、学校のほうでも今は子供にコロナウイルスにかかったということはあまり聞かないということで報告がございました。

インフルエンザでございますが、報道等でもございますけれども、全国的にまだ発生をしている。特に学校等では流行がまだ進んでいる状況でございます。学年別で見ますと、小学校のほう、低学年から中学年が非常に多い状況になってございます。中学校、ですから7年生以降は比較的少ない状況ではございますけれども、特に9年生は今後、高校受験が控えてございますので、このまま落ち着いていただければと考えてございます。繰り返しになりますが、2月以降も非常に増えて学級閉鎖が多い状況で、多いときには1日11学級が学級閉鎖という連絡もいただいているところでございます。

以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 お願いします。インフルエンザがはやっているのはすごく肌身に感じていて、うちの娘もちょうど今日からようやく出席停止が解けたという感じで、本当に学校の中がどこかしら学級閉鎖しているみたいな感じですがすごく広まっているので、難しいとは思いますが、本当に全校で感染症の対策を、手洗い、うがい、マスクとしていただければと。

あと、さっき学務課長さんからもお話があったとおりに、9年生と6年生が今この時期にかかってしまうのって、6年生は終わったところだと思うんですけども、すごく一生を左右してしまうことになってしまうので、本当に9年生と6年生に関しては何とかして広まらないようにしてあげてほしいなど。

あと、その恐怖というか、それを防ぐために3学期になったら学校に来ないという子が結構増えてきてしまっていて、学校も本当に半分以上欠席しているみたいな状況があって、それはでもしょうがないと思うんですけども、なかなか健全な姿ではないなと思います。受験のためだけに学校に行けないというのはかわいそうだと思うので、何か対策ができるといいなと思うので、よろしくお願いしますという感じです。

以上です。

【教育長】 何かございますか。

学務課長。

【学務課長】 感染を防ぐというのはなかなか難しい部分はございますけれども、この前ありました校長・園長連絡会でも、改めて基本的な感染対策ということは私のほうから各校長には伝えさせていただいております。

あと、実際、教育委員会、また学校ではなかなか把握は難しいですけれども、予防接種等を受けていただくというところも勧奨していく必要があるのかなとは感じているところでございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

【教育長】 では、令和5年度感染症による臨時休業措置状況については、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項8、区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況について。本件は区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 区立学校におけるいじめの重大事態の発生状況につきましても、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第2、報告事項9、いじめの重大事態の結果報告について。本件も区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては会議の扱いについてどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 いじめの重大事態の結果報告についてにつきましても、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議、報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。本件は品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くこととしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第2、報告事項10、令和5年度品川区児童・生徒教育長表彰の候補者について、説明をお願いいたします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、令和5年度品川区児童・生徒教育長表彰の候補者について説明いたします。

資料14の受賞候補者一覧を御用意ください。A3判で縦長の資料となります。それでは、説明いたします。

資料の上段、令和5年度児童・生徒教育長表彰の概要についてでございます。まず、1

の目的でございますけれども、品川区立学校において、日常的に努力し、優秀な成績を収めた個人やグループ、あるいは、学校や地域、身近な人々のために貢献し、他の模範となるような行動をした児童・生徒をたたえ、これを表彰することを目的としております。

次に、2の推薦基準についてですが、4点示してございます。それぞれ、個人やグループが行った活動が他の児童・生徒等の範となった場合、人命救助等によって表彰された場合に学校より推薦されます。

3の表彰についてですが、3月13日水曜日、午後4時から区役所の講堂において実施し、表彰状と記念品のメダルを贈呈いたします。

表彰の候補者は、一覧にあります4名の個人と6つのグループで、合計の人数は122名でございます。推薦基準は、(1)の地道な活動を継続的に行い、他の児童・生徒等の範となる個人・グループが9件で、(4)のその他、SDGsの趣旨を踏まえたボランティア活動、リサイクル活動等を積極的に継続するなど、他の児童・生徒の模範となる活動を行い、表彰に値すると認められる個人・グループが1件となります。

児童・生徒のこうした活躍を表彰により励ますことで、個人の自己肯定感を高めるとともに、他の児童・生徒への広がりにも期待していきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【教育長】 質疑はございますか。

では、令和5年度品川区児童・生徒教育長表彰の候補者については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退室願います。

— 了 —